

第33回八幡市農業委員会議事録

令和5年4月5日（水） 午後2時00分

八幡市役所本庁舎5階 会議室5-1

八幡市農業委員長 長村 信幸

前書は令和5年4月5日開催の第33回八幡市農業委員会総会の議事録に相違ないことを承認します。

署名委員（長村 信幸） _____

署名委員（猪飼 美和子） _____

署名委員（森田 正彦） _____

案 件

議案第 102 号 農地法第 3 条許可申請審議の件
議案第 103 号 農地法第 5 条許可申請審議の件
議案第 104 号 非農地証明願承認の件
議案第 105 号 2 アール未満の農業用施設の届出について

報 告 農地法第 5 条届出書について

出席農業委員

奥村 芳治	西川 茂男	上野 信昭	西村 伸一
古里 治彦	猪飼 美和子	森田 正彦	西川 吉之
佐野 文昭	関東 豊則	長村 信幸	前田 孝文

欠 席

吉川 俊孝 辻 典彦

出席農地利用最適化推進委員

符川 亮	吉川 栄樹	西村 忠雄	高井 賢治
關西 保博	小里 隆信	金谷 泰宏	

欠 席

堀口 雅智

事務局

西岡 賢治 梶浦 靖人 石原 毅之

議長 (長村会長) ただ今より、第33回八幡市農業委員会総会を開催いたします。
 本日の、農業委員の出席は、12名ですので、本総会は、成立しております。
 本日の会期は午後2時から午後5時までとします。
 議事録署名人の選任ですが、議席番号順となっておりますので、本日の署名委員さんについては議席番号7番 猪飼 美和子委員と議席番号8番 森田 正彦委員にお願いします。

議長	<p>それでは、議事に入らせていただきます。 まずはじめに、「議案第102号 農地法第3条許可申請審議の件」を議題といたします。 事務局に朗読説明を求めます。</p>
事務局	<p>(事務局 朗読) 申請物件の所在 下奈良下三床 地目は田、面積1,811㎡ 譲渡人 ○○○○氏 譲受人 ○○○○氏</p> <p>(法説明) 譲受人である○○○○氏につきましては、農業経験や労働力、農機具の所有状況等から問題ないものと考えます。 また今回の案件は、農地法第3条第2項の各号には該当しないと思われるので、許可要件は満たしているものと考えます。</p>
議長	<p>ただ今の案件につきまして、農業振興部会のご意見をお伺いします。</p>
農業振興部会長	<p>ただ今の案件につきまして、3月30日に部会を開催し、審議した結果、部会として異議はありません。</p>
議長	<p>農業振興部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。</p>
委員一同	<p>(異議ナシ)</p>
議長	<p>「異議ナシ」でございますので、「議案第102号 農地法第3条許可申請審議の件」につきましては、許可することといたします。</p>
議長	<p>次に「議案第103号 農地法第5条許可申請審議の件」を議題といたします。 事務局に朗読説明を求めます。</p>
事務局	<p>(事務局 朗読) 申請物件の所在 野尻城究 地目は田、面積1,570㎡の内224㎡ 外1筆 (合計面積 521㎡)</p>

	賃貸人 ○○○○氏 外2人 賃借人 ○○○○氏 転用目的 露天駐車場 (法説明) 本件につきましては、市街化調整区域にある農地で、農地法第5条第2項第1号ロ(2)に規定する地域であり、許可基準に定めるその他市街地化が見込まれる区域内にある農地であることから、許可相当と考えます。
議 長	ただ今の案件につきまして、農地転用部会のご意見をお伺いします。
農地転用 部会長	ただ今の案件につきまして、3月27日に部会を開催し、審議した結果、部会として異議はありません。
議 長	農地転用部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。
委員一同	(異議ナシ)
議 長	「異議ナシ」でございますので、「議案第103号 農地法第5条許可申請審議の件」につきましては本委員会として許可相当である旨の意見書を附して、京都府知事に進達いたします。
議 長	次に「議案第104号 非農地証明願承認の件」を議題といたします。 事務局に朗読説明を求めます。
事務局	(事務局 朗読) 願出物件の所在 男山美桜 地目は畑、面積2.5㎡ 願出人 ○○○○氏 (説 明) 本件につきましては、昭和55年より宅地として使用しているため非農地証明願承認については、問題がないものと考えます。
議 長	ただ今の案件について農地転用部会のご意見をお伺いします。
農地転用 部会長	ただ今の案件につきまして、3月27日に部会を開催し、審議した結果、部会として異議はありません。
議 長	農地転用部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。
委員一同	(異議ナシ)

議 長	「異議ナシ」でございますので、「議案第 104 号 非農地証明願承認の件」につきましては、承認することといたします。
議 長	次に「議案第 105 号 2アール未満の農業用施設の届出について」を議題といたします。
議 長	本案件につきましては、「〇〇〇〇委員」に関連いたしますので、〇〇〇〇委員の退室をお願いします。 (〇〇〇〇委員 退室) 事務局に朗読説明を求めます。
事務局	届出物件の所在 内里菅井 地目は田、面積 2,616 m ² の内 195 m ² 届出人 〇〇〇〇氏 (法説明) 本件は、農地法施行規則第 29 条第 1 号に規定する 2アール未満の農業用施設であります。承認については、問題ないものと考えます。
議 長	ただ今の案件につきまして農地転用部会のご意見をお伺いします。
農地転用 部会長	ただ今の案件につきまして、3月27日に部会を開催し、審議した結果、部会として異議はありません。
議 長	農地転用部会の意見は異議ナシであります。 他に委員さんの「ご意見」ございますか。
委員一同	(異議ナシ)
議 長	「異議ナシ」でございますので、「議案第 105 号 2アール未満の農業用施設の届出について」は承認することといたします。
議 長	それでは、〇〇〇〇委員の入室をお願いします。 (〇〇〇〇委員 入室)
議 長	以上をもちまして、本日の議案はすべて終了いたしました。 なお、報告事項がございますので、事務局から報告願います。
事務局	(事務局 報告) 「農地法第 5 条届出書について」 届出物件の所在 美濃山御毛通 地目は畑、面積 1,348 m ² 届出人 〇〇〇〇氏、〇〇〇〇氏 転用目的 土地区画整理事業 本件は、土地区画整理事業の転用目的で令和 5 年 3 月 13 日に受理通知を行いました。

議 長

最後に何かございませんか。
無いようでございますので、これをもちまして、第33回八幡市農業
委員会総会を終了いたします。